

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件（案）の概要について

平成31年1月  
法務省入国管理局

## 1 制定の趣旨

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）における特定技能の在留資格については、下記3の省令において、申請人が退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持していることを上陸のための基準として規定しているところ、今般、同外国政府等を告示で定めるものである。

## 2 告示の内容

特定技能の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等は、次に掲げる国を除いた国の政府等とする。

- (1) イラン・イスラム共和国
- (2) トルコ共和国

## 3 根拠規定

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の規定（改正作業中）

## 4 適用日等

告示日：平成31年3月中旬

適用日：平成31年4月1日

※ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日